

議員提出議案第8号

米価下落への対策等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和8年9月30日

富山県議会議長 筱岡貞郎 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	針山 健史
	火爪 弘子
	奥野 詠子
	井上 学
	川島 国彰
	亀山 信也
	岡崎 孝彦
	安達 門良輔
	大佐 藤則寿

令和 8 年 9 月 30 日

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
農 林 水 産 大 臣

富山県議会議長 筱 岡 貞 郎

米価下落への対策等を求める意見書

令和 6 年からの米価の高騰は、消費者、実需者のみならず、生産者にも大きな混乱をもたらした。特に生産者の立場からは、これまでの生産コスト高騰に見合った価格での販売が期待されていたが、各方面からの「米価高騰」に関する発言が相次ぎ、生産現場の実態が理解されていないと落胆する声も聞かれた。とりわけ、水田農業主体の本県においては、一連の混乱による影響を強く受けた。

このような中、現在、昨年度の政府備蓄米放出もあり、米の民間在庫は過去最大量と報じられている。これに加え令和 8 年産米の作柄は良好とみられていることから、市場に流通する米の量が増大することにより、昨年度から一転して米価の大幅な下落が危惧される。

昨今の物価高で国民生活が圧迫される中、食生活の中核である米の価格抑制が重視されることは理解する一方、米生産者も燃料や肥料をはじめとする各種生産資材の高騰等による経費の上昇が負担となっている中で栽培を行っている。生産コスト高騰に見合った価格での販売ができなければ、営農意欲の減退や担い手不足を加速させ、ひいては、米生産基盤の弱体化を招き、我が国の食料安全保障にも大きな影響を及ぼしかねない。

また、生産量の 7 割を県外へ供給する本県の米生産者にとっては、全国の米需給動向の影響を強く受けることから、農林水産省によって米の需給が的確に見通されるとともに、適切な備蓄米運用が行われることが極めて重要となる。

ついては、米農家をはじめとする生産者が、今後も希望をもって持続可能な農業を営み、ひいては国民の食の確保と国土の保全が図られるよう、下記項目のとおり要望する。

記

- 1 食料安全保障の観点から、米農家をはじめとする生産者が所得を確保できるよう営農継続を図るとともに、生産コストを反映した適正な米の価格形成を支援すること。また、精度の高い需給見通しを提示するとともに、適正な水準での備蓄米運用を図ること。
- 2 令和 9 年度からの新たな水田政策の実施にあたっては、地域の実状

を踏まえ、水田に対する支援水準を維持し、継続的な産地づくりのための支援制度とするとともに、具体的な要件や交付単価などを早急に示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

令和6年からの米価高騰は大きな混乱をもたらしたが、現在、米の民間在庫は過去最大量とされ、令和8年産米の作柄も良好とみられることから、米価の大幅な下落が危惧されている。

生産者は資材高騰の中で米を栽培しており、生産コスト高騰に見合った価格で販売できなければ、営農意欲の減退や担い手不足を招き、食料安全保障にも影響を及ぼしかねないことから、国による的確な需給見通しと適切な備蓄米運用は重要である。

よって、生産者が希望をもって持続可能な農業を営み、ひいては国民の食の確保と国土の保全が図られるよう、適正な米の価格形成の支援や精度の高い需給見通しの提示、適切な備蓄米運用等について強く要望するものである。

議員提出議案第9号

地方の周産期医療体制維持への支援策構築を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和8年9月30日

富山県議会議長 筱岡貞郎 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
針山	健史
火爪	弘子
奥野	詠子
井上	学
川島	国
亀山	彰
岡崎	信也
安達	孝彦
大門	良輔
佐藤	則寿

令和 8 年 9 月 30 日

提 出 先

議長 長
議長 院
議長 院
衆議院 総務大臣
参議院 総務大臣
内閣府 特命担当大臣
厚生労働大臣
財務省 大臣
（少子化対策）

あて

富山県議会 議長 篠岡 貞郎

地方の周産期医療体制維持への支援策構築を求める
意見書

先般、健康保険法の一部が改正され、国では標準的な分娩に係る費用の全額を公的保険から医療機関に全額給付するものとしたり、ほか、別途、すべての妊婦に対して定額の現金給付を設けるとしている。

しかし現段階では、国が定めるとしている全国一律の分娩費用が不透明な上、帝王切開など保険診療の対象であるが故に生じる原則 3 割の自己負担や無痛分娩費用、また需要の多い個室利用やアメニティに関しては、妊婦に対する定額給付にて負担軽減を図ることが検討されているが、その金額も定かではない。

そもそも出産数の減少や物価高・人件費高騰により、分娩を取り扱う医療機関、特に全分娩の 46% を担う産科有床診療所の中には、国が定める給付水準次第で分娩を休止せざるを得ない医療機関もあり、どのような制度設計が成されるかに左右されて医療機関の存続を左右する事態となれば、地域の妊産婦が出産場所を失うという不利益が起これかねない。

よって、国会及び政府におかれては、制度の具体化にあたっては、妊婦の負担軽減のみならず、受け皿となる医療機関の健全な経営も重要であることから、国の責任により、どこにも望むすべての人に安心・安全な分娩を提供するとともに、地方の周産期医療提供体制への支援策の構築を求め、下記のとおり要望する。

記

- 1 出産に対する給付の水準や運用方法の検討にあたっては、地方の周産期医療提供体制に混乱を生じさせることのない制度設計と適切な水準の設定を行うこと。
- 2 地方の分娩数が今後さらに減少しても、安心して安全な出産ができる環境を維持するため、地方自治体の財政負担や妊婦、医療機関の負担が生じないよう制度設計を行うこと。また地方の周産期医療提供体制を維持するために、自治体の財政負担が避けられない場合には、国による交付金

措置を行うこと。

- 3 制度開始後も地域医療への影響を継続的に検証し、必要に応じて迅速に制度の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

先般の健康保険法改正により、国は分娩費用の公的保険からの給付及び妊婦への定額現金給付を設けることとした。しかし全国一律の分娩費用や、自己負担・個室利用等に係る給付額は現段階では不透明である。

出産数の減少や物価・人件費の高騰により、全分娩の46%を担う産科有床診療所をはじめ、国の給付水準次第で分娩を休止せざるを得ない医療機関もあり、制度設計によっては地域の妊産婦が出産場所を失う不利益が生じかねない。

よって、制度化に当たっては、子供を望む全ての人に安心・安全な分娩を提供するとともに、地方の周産期医療提供体制への支援策を構築するよう強く要望するものである。

議員提出議案第10号

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成
の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出しま
す。

令和8年9月30日

富山県議会議長 筱岡貞郎 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐	務
針山健	史
火爪弘	子
奥野詠	子
井上	学
川島	国
亀山	彰
岡崎信	也
安達孝	彦
大門良	輔
佐藤則	寿

令和 8 年 9 月 30 日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策)
内閣官房長官

あて

富山県議会議長 筱岡 貞郎

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等
に対する公費助成の継続を求める意見書

近年、子育て支援の強化が叫ばれて久しいが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっている。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇の改善が急務となっている。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、保育士等の職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされており、公費助成の在り方については、令和7年度保育関係予算において公費助成を継続しつつ、更なる検討を加え、令和8年度までに改めて結論を出すこととされている。

国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められているが、今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、職員の処遇改善を通じて、保育士等の職員の身分の安定を図り、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としており、現在、退職手当金支給財源の3分の2を公費助成が担っている。この公費助成の在り方については、令和7年度予算において公費助成を継続しつつ、更なる検討を加え、令和8年度までに改めて結論を出すこととされている。

しかしながら、保育士不足は全国的に深刻な問題であり、その処遇改善が進められる中、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成が不可欠である。

よって、同制度における保育所等に対する公費助成を継続されるよう強く要望するものである。

議員提出議案第11号

医療・介護・障害福祉等報酬のさらなる引き上げを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和8年9月30日

富山県議会議長 筱岡貞郎 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐	務
針山健	史
火爪弘	子
奥野詠	子
井上	学
川島	国
亀山	彰
岡崎信	也
安達孝	彦
大門良	輔
佐藤則	寿

令和 8 年 9 月 30 日

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官

富山県議会議長 筱 岡 貞 郎

医療・介護・障害福祉等報酬のさらなる引き上げを求め
る意見書

令和 8 年度、政府は診療報酬を 3.09%、介護報酬を 2.03%、障害福祉サービス等報酬を 1.84% 引き上げとなる改定を前倒し実施した。

しかし、26 春闘における医療・介護・福祉分野の労働者の賃上げは、平均額で 5 桁に到達したものの、他産業の賃上げ水準には及ばず、他産業との賃金格差は更に拡大する結果となった。また、医療、介護事業所においては、昨年の倒産件数が 2 年連続で過去最高を更新するなど、きわめて厳しい経営状態が続いている。

人員確保の面でも、看護職員入退職調査で約 7 割の事業所が「人員不足」と回答するなど、採用難と離職増加が深刻となっている。人員確保のためには、ケア労働者の賃上げ、夜勤制など労働環境改善も不可欠である。新たな感染症や災害対応のための、公立・公的病院及び公衆衛生行政の体制強化も求められている。

こうしたことから、医療・介護・福祉関係者からは各報酬の更なる引き上げや、物価高対策、人員確保の強力な取組みが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地域の医療・介護・福祉の提供体制を守るため、各報酬のさらなる引き上げを行うこと。
- 2 ケア労働者の他職種との賃金水準格差の縮小に向け、さらなる賃上げを推進すること。
- 3 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境の改善を図ること。
- 4 新たな感染症や災害に備えるため、公立・公的病院や公衆衛生行政の体制強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

令和８年度、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の引き上げが前倒し実施されたが、医療・介護・福祉分野の賃上げは他産業の水準に及ばず、賃金格差は拡大している。加えて、医療・介護事業所の倒産件数は２年連続で過去最高を更新し、経営及び人材確保の両面で極めて厳しい状況にある。

こうしたことから、医療・介護・福祉関係者からは、各報酬の更なる引き上げや物価高対策、人員確保の取組みが求められている。

よって、安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を守るため、各報酬のさらなる引き上げや労働環境の改善など特段の配慮を講じられるよう強く要望するものである。

議員提出議案第12号

巨大災害に対する防災体制の強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和8年9月30日

富山県議会議長 篠岡貞郎 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐	務
針山	健史
火爪	弘子
奥野	詠子
井上	学
川島	国彰
亀山	信也
岡崎	孝彦
安達	良輔
大藤	則寿

令和 8 年 9 月 30 日

提 出 先

内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
防災庁設置準備担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

あて

富山県議会議長 篠 岡 貞 郎

巨大災害に対する防災体制の強化を求める意見書

本年 8 月、富山県内では線状降水帯の発生などによる記録的な大雨に見舞われ、河川の氾濫や浸水、土砂災害、道路冠水など、県民の生活に大きな被害が生じた。近年、地震や豪雨などの自然災害は激甚化・頻発化しており、いつ、どこで巨大な災害が発生してもおかしくない状況にある。

こうした中、本年 7 月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う「防災庁」の発足が目前に迫っている。

災害から県民の命と暮らしを守るためには、地域の実情を最も把握する地方自治体と国との連携を一層強化し、現場のニーズに即した迅速かつ的確な支援体制を構築することが不可欠である。

よって、政府においては、「防災庁」の発足を機に、近年の災害教訓を踏まえ、実効性ある防災・減災対策を速やかに講じるよう下記事項について強く求める。

記

- 1 災害発生直後から避難所等における衛生及び生活環境の改善を図るための財政支援を講じること。また、ガソリン、軽油等の燃料を被災地に迅速に供給する体制を構築すること。
- 2 被災地方公共団体における人員不足を補うため、GADM（災害マネジメント総括支援員）等の総合調整を担う人材を迅速に派遣し、国、地方公共団体及び民間団体による支援を円滑につなぐ受援体制を強化すること。
- 3 土砂災害等の二次災害を防止するため、地殻変動や斜面等の監視体制を強化するとともに、住民に対する迅速かつ分かりやすい情報提供及び避難体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

本年８月、富山県内では線状降水帯による記録的な大雨により、河川の氾濫や浸水、土砂災害等が発生し、県民の生活に大きな被害をもたらした。

自然災害は激甚化・頻発化しており、いつ、どこで巨大な災害が発生してもおかしくない状況にある。防災庁の発足も予定される中、地域の実情を最も把握する地方自治体と国との連携を一層強化し、現場のニーズに即した支援体制を構築することが不可欠である。

よって、国においては、近年の災害教訓を踏まえ、実効性ある防災、減災対策を速やかに講じるよう強く要望するものである。

議員提出議案第13号

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の堅持を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出しま
す。

令和8年9月30日

富山県議会議長 筱岡貞郎 殿

提出者 富山県議会議員
菅 沢 裕 明
井加田 ま り
岡 崎 信 也

令和 8 年 9 月 30 日

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
厚 生 労 働 大 臣

富山県議会議長 筱 岡 貞 郎

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者
構成原則の堅持を求める意見書

働き方改革関連法の施行から約7年が経過したが、「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念の実現は道半ばである。

国の毎月勤労統計調査による富山県の労働時間の推移をみると、令和7年の総実労働時間は1,764時間と前年比で25時間縮減したものの、所定外労働時間は増加傾向にある。一方、富山労働局が令和7年9月に発表した「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果」によると、398事業場中38.7%にあたる154事業場において違法な時間外労働が確認された。

このような中、現在、国において裁量労働制の促進をはじめとした労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な地域社会を維持するために今求められているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和ではなく、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

よって、国会及び政府におかれては、労働者の命と健康、そして権利を守る観点から、下記の事項を速やかに履行するよう強く要望する。

記

- 1 時間外・休日労働の上限規制の強化や連続勤務規制の導入、勤務時間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の立法化など、働く者が休息と生活時間を十分に確保できるよう、「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法整備を行うこと。
- 2 長時間労働につながりかねない裁量労働制の対象業務の拡大や変形労働時間制の要件緩和などの規制緩和は行うべきではなく、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。
- 3 労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク（人間らしい生活）」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、労働基準監督署における適正な運用の徹底と監督指導を強化すること。
- 4 「働き方改革」の見直しや労働法制の改正など労働政策の議論に当たっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、ILO三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

働き方改革関連法の施行から約7年が経過したが、その理念の実現は道半ばであり、本県においても所定外労働時間は増加傾向にあるほか、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導でも違法な時間外労働が確認されている。国においては裁量労働制の促進等、労働時間法制の見直し議論が進められているが、必要なのは規制緩和ではなく、安心・安全に働ける労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

よって、労働者の命と健康、権利を守るため、実効性ある法整備とILO三者構成原則に基づく合意形成の徹底などを強く要望するものである。